

本にとって領事裁判権が、さながら「打ち出の小槌」のように、莫大な利益をもたらしてくれていたから、領事裁判権の撤廃など、とんでもないと反発したのである。

領事裁判権の特権によって、在留日本人は事実上、好き勝手にモルヒネなどの禁制品を密売できた。禁制品だからこそ、儲けも大きかった。こういった事情から、彼らの多くは、たとえ表向きは別のもっともらしい職業を名のついでいようと、実際にはモルヒネ類の密売に関与することで生計を立てていた。次に紹介する祇園坊著『阿片密売事件始末』（倉橋正直編著『二反長音蔵・アヘン関係資料』[不二出版、1999年]所収。1925年ごろに執筆か。）というレポートが、その間の事情をよく物語っている。「現在 奉天在住日本人 約二万五千で 経済界沈衰の此頃 満鉄関係者を除く 他の三分の一位は 禁制品の売買に依って 生活を支へて居ると推定して間違はぬと 日本人の此道の商人が 云って居る。」(86頁)

「長春在住日本人 約四千位で 満鉄関係者を除いた 独立せる個人業者の 殆んど全部（表面は何商なるに拘らず） 禁制品（黒、白、銃器）を取扱はぬ者は 先づないと云って 差支なかるまい。」(100頁)

1930年代、ヘロインの全世界生産量の約4割を日本が生産していたと、さき指摘した。これと祇園坊（阿片密売人の代理人）のレポートの内容はピッタリ符合する。生産された大量のヘロインは中国に密輸され、領事裁判権を悪用して、中国人に密売される。在留日本人の多くはそういった禁制品の密売に関与することで、生計を立てていたのである。山田豪一氏も「満蒙における我が国の特殊権益」とは、ずばり阿片の密売だと喝破している[満州国のできる以前の話である。]。近代日本における資本の原始蓄積というと、従来から絹織物工業が有名である。私は、これと並んで、①からゆきさんからの送金と、②モルヒネ類の密輸による利益の二つを追加したい。前者の説明は割愛する。後者の場合、時期がやや遅くなるが、しかし、金額は相当なものであったから、近代日本が原初的に資本を蓄積してゆくのに、大きく貢献したはずである。このような恥ずべき方法によって、日本の場合、資本の原始蓄積が行なわれたと考える。なお、恥ずべき方法というのは、後者のモルヒネ類の密輸だけを指す。前者のからゆきさんからの送金が恥ずべきものだという認識は、私にはない。

【6】植民地・外地における日本の阿片政策

日本は植民地や外地において阿片政策を行なうに当たり、その地域の特殊性をよく考えて、的確な方策をとった。その巧みさには驚かされる。まず、日本人や朝鮮人には阿片吸煙の習慣はない。それで、日本内地と朝鮮ではケシを栽培させた。いわば【豚と真珠】の関係になる。一方、中国人は伝統的に阿片を吸う。それで、中国人のいる所では、当初はケシを栽培させなかった。いわば【猫とまたたび】の関係になる。朝鮮はまず原料阿片の供給地と位置づ

けられた。第一次世界大戦の時、モルヒネが世界的に不足したので、朝鮮でケシの作付けを増やす。その結果、内地の2倍の面積になった。それだけでなく、次に朝鮮人をモルヒネ中毒にしたてあげる。朝鮮産の阿片を原料にして、朝鮮でモルヒネを生産する計画を立てる。半官半民で大正製薬株式会社（今の同名の会社とは別！）を設立する。大正製薬株式会社が稼働し始めるのは、第一次世界大戦が終わったあとになってしまう。当然、モルヒネは世界的にだぶつき、売れない。普通の会社ならば、商売の見通しを誤った以上、倒産して終わりである。しかし、同社は特殊な会社なので、倒産させられない。やむなく、大正製薬株式会社が生産したモルヒネを朝鮮国内で売りさばくことに変更する。モルヒネを朝鮮国内で売りやすくするために、あろうことか、法律を変えてしまう。朝鮮でケシを大々的に栽培をしているので、阿片の密売や吸煙は厳しく罰せられた。しかし、同じ効果を持つのに、モルヒネの販売や採取は無罪とした。このようにして、朝鮮人の多くをモルヒネ中毒者にしたてあげていった。その結果、10万人規模で、朝鮮人はモルヒネ中毒者になっていった。結局、朝鮮人を2回にわたって利用する。第1回はケシ栽培者＝原料阿片の生産者として、第2回はモルヒネの消費者としてである。第1回は阿片、第2回はモルヒネと分けてある所がミソであった。関東州は中国人のいる小さな植民地である。やはり、ケシ栽培を禁止し、阿片の専売制をしいた。

第一次世界大戦で、日本はドイツの植民地（膠州湾）を占領し、軍政を布く。以後、1914～1922年の10年間近く、山東省の膠濟鉄道沿線を事実上、支配した。ここでも、日本は阿片政策を行い、相当な利益を得た。しかし、研究はほとんどないので、具体的なことは不明である。あくまで推測だが、この時期の山東省における日本の阿片政策は、その後に関与した大きな影響を残したと考えられる。

満州国（1932～45年）でも、日本は阿片専売制をしく。領土の絶対的な広さを上手に利用する。一部の地域（当初は「東満」と熱河省。1938年秋から後者に限定）に限り、ケシを栽培させた。それ以外の地域ではケシ栽培を厳禁した。収穫した阿片をケシ耕作農民から全量、買い上げ、それを満州国国内の阿片中毒者に法外な値段で売りつけた。結局、満州国の国民を二つ（ケシ耕作農民と阿片中毒者）に分ける。このシステムが順調に稼働すれば、日本国内から一銭も持ち出さずに、毎年、莫大な収益が得られた。これをイギリスの阿片政策と比較してみる。イギリスはインドから阿片を中国に持ち込む。中国側は消費だけである。これに対して、日本は、中国人に中国の土地で阿片を生産させ、できた阿片を、同じ中国人に高く売りつけて、吸煙させた。生産者と消費者の二重の役割を同じ中国人に負わせた。日本のほうがはるかに悪質だったのではなからうか。「東満」でケシ栽培を断念したのは、抗日ゲリラ対策からであった。阿片は軽く、持ち運びやすい。しかも高価であった。だから、阿片は往々にして通貨の代わりになった。ゲリラは少量の阿片を携帯した。